

令和7年2月4日

自治振興委員 各位

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会
会 長 角 田 禮 子

八尾市社会福祉協議会の住民賛助会員会費へのご協力について（お願い）

平素より地域福祉推進のためにご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本会は地域福祉推進の中核的な団体として、身近な地域で人々が支え合える関係づくりの促進や社会的経済的孤立に陥った人への支援、また福祉関係機関との連携協働など日々活動しております。その中でこの住民賛助会員会費は、本会の自主事業遂行のための貴重な財源として活用させていただいております。

つきましては、今年度もご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

（１）納入期日：３月１９日（水）まで

（２）ご協力方法：緑色の封筒（以前お聞きした各町会の必要数）を準備しております。
各地区の状況に応じてご無理のない範囲でご協力をお願いします。

（３）会費金額：１口１００円でご協力をお願いします。

（４）会費納入先：３月の地区委員会で集金させていただきます。
ご都合が合わない場合は３月１９日頃までにご集計の上、お手数ですが「社会福祉会館内の事務局」もしくは「担当地域の出張所」へお持ちください。

（５）領収証：３月の地区委員会で頂ける場合はその場で領収証を発行いたします。その他、随時出張所にお届けいただける場合は「金銭預り証」をお渡ししますので領収証が手元に届くまで保管してください。領収証受取後は、「金銭預り証」は破棄してください。なお、領収証の受取が各町会長様でない場合は、会費納入の際に指定先の住所及び、氏名等を受付者に窓口でお知らせください。
※領収証の記載日は、事務局が会費を受領した日にちとさせていただきます。
※２１日以降に頂いた場合、領収証の発行が遅れるおそれがあります。
予めご了承ください。

問合先：社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会 所在地：八尾市本町 2-4-10 電 話：072-991-1161／FAX：072-924-0974 担 当：田中・西村・岡本
--

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

住民賛助会員会費に ご協力をお願いします

社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき各市町村に1か所設置されています。町内会・自治振興委員会、民生委員児童委員、ボランティア・当事者団体、福祉施設などに会員となってもらい、互いに協力・連携して地域福祉の推進に取り組んでいます。

賛助会費とは・・・

社会福祉協議会の事業や活動に賛同いただき、個人や地域みなさまに財政的に支えていただくものが「賛助会員」です。

ご協力いただいた賛助会費は以下の事業等に活用する形で地域に還元されています。



◆高齢者福祉事業



◆地域での交流事業



◆車いすの貸出事業



◆心配ごと相談事業

住民賛助会費は、一口100円でご協力お願いしています。

強制ではありませんが、ご協力をお願いします。

回覧									

月

日までに

さんにお届けください。



社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

〒581-0003 八尾市本町二丁目4番10号

電話：072-991-1161 / FAX：072-924-0974